



## 第2章 日本の開発協力の具体的取組

本章では、日本が世界で行っている開発協力の具体的な取組について紹介していきます。ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指しています。

### 第1節 課題別の取組

本節では、「1. 『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3. 地球規模課題への取組を通じ

た持続可能で強靱な国際社会の構築」の3つの重点課題について最近の日本の取組を紹介します。

#### 1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、未だに貧困にあえいでいる人々が多数存在します。世界における貧困撲滅は最も基本的な開発課題です。特に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた経済成長を実現することが不可欠です。

その成長は、単なる量的な経済成長ではなく、成長

の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓

および技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行っています。

## 1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

### (1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要となります。

数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

#### < 日本の取組 >

##### ● 質の高いインフラ

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備へ

の投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。同原則の具体的要素（①ライフサイクルコストから見た経済性、安全性、自然災害に対する強靱性、②雇用創出、能力構築、技術とノウハウの移転、③社



### ■ カムズ国際空港ターミナル拡張計画

無償資金協力（2015年11月～(実施中)）

アフリカの内陸国マラウイにおいては、外国と直接交易する上で、航空輸送がたいへん重要な役割を担っています。日本は1983年に円借款等により首都リロングウェにあるカムズ国際空港建設を支援して以降、老朽化した施設・機材の更新や、航空管制業務に関する技術協力、電力不足に対応するための太陽光発電整備にかかる無償資金協力を継続的に実施してきました。特に2012年に実施した計器着陸装置等の管制機材整備のための無償資金協力により、航空機管制の安全性が向上し、夜間および悪天候時の航空機の離発着が可能となりました。これにより2011年の離発着数が約3,700便から7,000便（2012年）、旅客数が約11.2万人から19.5万人（2012年）へと大幅に増加しました。

しかし、旅客ターミナルビルは、建設後30年以上が経過し、経年劣化による構造物の損傷、空港内設備の劣化が生じており、2025年には36万人になると見込まれる利用者増に対応するための改修が必要となりました。また、航空機運航の安全性を確保するため、新たな航空機監視システムの導入も必要とされていました。

こうした背景から、日本はカムズ国際空港における国際線旅客ターミナルビルの出発・到着ウィングの増設、国内線旅客ターミナルビルの新設、既存ターミナルの改修、および航空機監視システム等の整備を行うための支援を決定

し、2017年3月に工事が開始され、2019年に完工する予定です。また、航空機運航の安全性の確保を図ることで、より多くの航空会



国際線到着ターミナルの基礎躯体工事現場の様子。（写真：Gyros株式会社）

社および旅客が利用し、国境を越えた人の移動の促進に寄与することを目的としています。同時に、この事業で導入される航空機監視システムを持続的に運用、維持管理するための管制官と技術官の人材育成を行う技術協力プロジェクトも並行して実施されており、資金協力と技術協力を組み合わせた効果の高い事業といえます。

日本の継続的かつ包括的な協力の成果であるカムズ国際空港は、日本とマラウイの協力の歴史を表し、その象徴にもなっています。

会・環境配慮、④経済・開発戦略との整合性等の確保、⑤効果的な資金動員の促進)の重要性はその後のG20杭州サミット、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)、東アジア首脳会議、APEC首脳会議においても共有されました。

また、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に沿ったインフラ投資に関する日本独自の貢献策として、安倍総理大臣から、G7首脳に対し、今後5年間で総額2,000億ドル規模の「質の高いインフラ投資」を世界全体に対して実施していく「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」につき説明しました。TICAD VIにおいても、安倍総理大臣から、アフリカに対して、2016年から2018年までの3年間に約100億ドルの質の高いインフラ投資を行う旨を発表しています。

### ●貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金(OOF)\*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

世界貿易機関(WTO)では、加盟国の3分の2以上を開発途上国が占めており、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は開発途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度(GSP)を導入しており、特に後発開発途上国(LDCs)\*に対しては無税無枠措置\*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)\*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助(AIT)\*」に関する議論が活発になっています。日本は、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与

さらに、日本は質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を進めるべく、経済協力開発機構(OECD)やEU等と連携して取り組んでいます。2017年4月に日本はOECD開発センターおよび東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)と共催で、第1回アジア国際経済フォーラムを東京で開催し、質の高いインフラに関する活発な議論を行いました。また、同年9月の国連総会ハイレベルウィークの際には河野外務大臣出席の上、日本はEUおよび国連と共催で質の高いインフラ投資の推進に関するサイドイベントを開催するなど、「質の高いインフラ」に関する国際的な議論を牽引しました。日本としては、今後も質の高いインフラ投資の国際スタンダード化に向けた取組を進めていく考えです。

や、税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力を実施してきています。

さらに日本は開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」\*への支援も行っています。また、日本は開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。



ミャンマー最大の商業都市であるヤンゴンの税関オフィスで、複数の日本人専門家が指導している様子。(写真：久野真一/JICA)

2017年2月には「貿易の円滑化に関する協定(TFA)」\*が発効に至りました。この協定の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、開発途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。

2017年7月に行われたWTO・OECD共催の第6

### ● 国内資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ（主体的な取組）で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、IMF、およびMDBs等の議論の場において重要性が指摘されている分野であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」においても取り上げられている分野です。

日本は、関連の国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を開発途上国に対して提供してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでいます。2017年に日本は、国際課税、徴収、納税者サービス等の分野について、カンボジア、インドネシア、マレーシア、ベトナムへ国税庁の職員を講師として派遣しました。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約<sup>注1</sup>や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する開発途上国の理解を深めるために、それらの分野におけるOECDの専門家を開発途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきています。そのほか、日本は、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金

回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では「持続可能な開発のための貿易、包摂性及び連結性の推進」がテーマとなりました。日本は、「貿易のための援助」の主要ドナー国として、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスや対アフリカ支援、「質の高いインフラパートナーシップ」等を紹介しました。また、貿易のための援助は、持続可能な開発目標（SDGs）のすべての目標の達成に必要な原資になることや、被援助国のオーナーシップを重視しながら開発支援を行うことの重要性を強調しました。

動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む開発途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに参与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、税の透明性が欠如（実効的な税務情報交換の欠如など）していると認められる地域を投資経由地として利用する案件について、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は開発途上国の発展にとって重要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、開発途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増えています。

最後に、OECD/G20 BEPSプロジェクト\*の成果も、開発途上国の持続的な発展にとって重要という点に触れておきます。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所で適切な課税が可能になります。開発途上国は多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。

注1 租税条約：所得に対する租税に関して、二重課税を除去したり、脱税および租税回避を防止したりする二国間の条約。

## ●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

金融庁では、2017年3月、8月および10月に、アジアの開発途上国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

### 用語解説

#### \*その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

#### \*後発開発途上国

##### (LDCs : Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々。2011~2013年の1人当たり国民総所得 (GNI) 平均1,035ドル以下などの基準を満たした国。2017年11月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ34か国、中南米1か国、大洋州4か国の48か国 (233ページ参照)。

#### \*無税無枠措置

先進国が後発開発途上国 (LDCs) からの輸入産品に対し原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本は、これまで同措置の対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠で輸入可能としている。

#### \*経済連携協定

##### (EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながることが期待される。

#### \*貿易のための援助 (Aft : Aid for Trade)

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

#### \*一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すもの。これを海外でも活用している。一村一品キャンペーンではアジア、アフリカなど開発途上国の民族豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、開発途上国の商品の輸出向上を支援している。



マラウイの首都リロングウェにある一村一品ショップの商品。  
(写真：久野真一/JICA)

#### \*貿易の円滑化に関する協定

##### (TFA : Trade Facilitation Agreement)

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年のWTO一般理事会特別会合において、TFAを2017年2月にWTO協定の一部とするための議定書が採択された。TFAは、WTO加盟国の3分の2に当たる110加盟国が受諾したことで発効に至った。日本は2016年に受諾。TFAはWTO設立 (1995年) 以降、初めての全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、貿易円滑化協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があると考えられている。

#### \*OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。この問題に対応するため、日本が2016年末まで議長を務めたOECD租税委員会は、2012年にBEPSプロジェクトを立ち上げ、2013年には「BEPS行動計画」、2015年には「BEPS最終報告書」を公表。2016年には、BEPS実施フェーズ (「ポストBEPS」) のキックオフとなる「第1回BEPS包摂的枠組会合」が京都で開催され、日本は、BEPSプロジェクトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや開発途上国、関係する国際機関と協調して議論を先導した。「包摂的枠組」には、現在110以上の国・地域が参加している。また、日本はBEPSを防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の交渉に積極的に参加し、2016年末には条約が署名のため開放された。2017年6月には条約の署名式が行われ、日本も署名を行った。2017年10月現在、70か国・地域が同条約に署名している。

## (2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

様々な国の質の高い成長と、これに伴う貧困問題などの解決のためには、これらの国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会に限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が生まれにくい状況にあります。そのため、適切な人材の不足が、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

特に紛争の影響を受けてきた国や地域では、復興期における障害者、女性、除隊した兵士等をはじめとする社会的に脆弱な人々の生計向上は重要な課題であり、ソーシャル・セーフティネット（社会全体で一人ひとりの生活を守る仕組み）の一環としての職業訓練が重要な役割を担っています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による

所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、2017年には、世界の失業者は、2016年より340万人多い約2億100万人超に達すると見られています。<sup>注2</sup> こうした状況の中で安定した雇用を生み出し、貧困削減につなげていくためには、それぞれの国が社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えて国際的な取組として、「ディーセント・ワーク（Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

このような中、SDGsでは、目標（ゴール）8で「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」が設定されました。

### < 日本の取組 >

#### ● 職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において多様な技術や技能のニーズに対応できる人材の育成に対する要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓練校に対する支援を実施しています。支援を実施するに当たり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野においては、日本は2000年から2017年の間に30か国60案件で日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化・産業界との連携を通じた複合的な協力を実施し、6か国11校の施設、機材を整備し、拠点技術職業訓練教育（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関を支援しました。また、日本は8か国13案件で女性・障害者・除隊兵士、難民・紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（スキル・デベロップメント）に貢献しました。

2015年の日ASEAN首脳会議において日本は、アジアの持続的成長に役立つ産業人材育成を後押しする

ため、「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。このイニシアティブの下、日本は各国との対話を通じて人材育成のニーズを把握し、産学官の連携を強化し、オールジャパン体制でアジア地域の産業人材育成を支援していきます。たとえば、日本はタイにおいて日タイの産学官の関係者を招いた対応策を話し合う円卓会議等をもとに2016年に「日タイ産業人材育成協力イニシアティブ」を発表し、2017年6月に協力覚書を交換したほか、各国への技術協力等を通じて、2017年3月末までにアジアにおいて49,000人以上の産業人材育成を達成するなど、着実に取組を進めています。また、2016年のTICAD VIにおいても、安倍総理大臣が、2016年から2018年の3年間で、日本の強みである質の高さ（クオリティ）を活かした約1,000万人の人材育成をする旨を表明しています。

さらに、「日本再興戦略2016」（2016年閣議決定）において、日本はODAを活用し、日本とアジアの開発途上国の双方においてイノベーションを創出することに貢献することを目的に、2017年度から5年間で約1,000人を目標として、アジアの高度外国人材に対し日本での研修等の機会を提供し、日本とアジア諸国と

注2 出典：国際労働機構（ILO）「世界の雇用及び社会の見通し2017年」

の間で人材を環流させる新たな取組（「イノベティブ・アジア」事業）を行うこととしました。この事業は、2017年9月の日印首脳会談や11月の日ASEAN首脳会議でも相手国側から高く評価されました。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア<sup>注3</sup>を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等<sup>注4</sup>を日本国内および対象国内で行っています。2016年度にこれらの研修に参加したのは、7か国合計149名で、2014年度以前も含めた累計で

●雇用

日本は、開発協力において重要課題としている貧困削減に対するアプローチの一つとして、労働分野における支援を進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で労働者の権利の保護や雇用の安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備を図ることは重要な課

は約2,200名になります。これによって、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

ほかにも、国際労働機関（ILO）に対し拠出金を拠出することにより、ILOのアジア・太平洋地域プログラムであるアジア・太平洋地域技能就業能力計画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等の開催等の活動を実施しました。

題となっています。日本は、これらの課題に対し、ILOへの任意の拠出金等を通じて、アジアを中心とした開発途上国に対し、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善を図るための労働法令および施行体制の改善・向上等に寄与するための技術協力支援を行っており、「ディーセント・ワーク」の実現に向けた貢献を行っています。



■ イラク国内避難民向け職業訓練プログラム

UNDP連携（2016/10～2017/1、2017/4～2017/5、2017/8～(実施中)）

「イラク国内避難民向け職業訓練プログラム」は、トヨタ・イラク<sup>注1</sup>と国連開発計画（UNDP）との連携により、特にISILのモースル侵攻以来増加した国内避難民を対象に職業訓練を提供するものです。第一弾として、2016年10月から2017年1月にかけて5名を対象にする車両整備プログラムを実施しました。これは、UNDPが「イラク危機対応・強靱化計画（ICRRP）」<sup>注2</sup>に基づき避難民から選考した研修生が、トヨタ・イラクにて職業訓練を行うもので、トヨタ・イラクでの座学、実技研修の後、エルビル市内の正規ディーラー2店舗での実地研修を経て3名が卒業しました。（残る2名は研修期間中に出身地がISILから解放されたために帰還。）

第二弾として、2017年4月から5月に部品倉庫管理コース4名、顧客サービス（コールセンター）コース3名の2コースを開催しました。特にコールセンターで学ぶ3名は、同プログラム初となる女性の参加者でした。第一弾と同様に座学研修後、それぞれのコースに分かれ、トヨタ・イラク内の部品倉庫およびコールセンターで実地研修を行い、7名全員が卒業しました。8月には第3期生への

訓練が開始される予定です（2017年6月時点）。この民間企業のノウハウを活



職業訓練を受ける受講者たちとプログラムの関係者たち。（写真：UNDP/ICRRP）

用した実践的なプログラムは、イラク国内避難民に対する職業訓練として継続して実施される予定です。今後も、プログラムの分野の幅を広げながら、実施されていく見込みであり、日本の民間企業と国連機関との協働を示す事例といえます。

注1 住友商事（株）と在イラク自動車ビジネス最大手のサルダールグループの合弁会社で、トヨタ車の整備・修理、補修部品販売、車両販売をイラクの主要地域で展開している。  
注2 ISILによって破壊された生活の再建を図る家族に対する支援の一つで、社会的緊張度が高く、コミュニティが危機の影響への対応に苦慮している地域を支援するもの。

注3 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、カンボジア、ラオスを対象としている。

注4 この事業の研修は、「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記の参加者数は、これらの研修の合計値。

### (3) 農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまっており、人口の増加等によるさらなる食料需要の増大も見込まれています。SDGsでは、目標1で「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の撲滅」、目標2で「飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善の実現、持続可能な農林水産業の促進」等が設定されました。これ

#### < 日本の取組 >

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。日本は、短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本はその知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備等を実施しています。

また、日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、そしてアフリカの経済成長に重要な役割を果たす産業として農業を重視しており、アフリカにおける農業の発展に貢献しています。たとえば、日本はアフリカにおいて、ネリカ\*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）に基づいたコメ生産増大のための支援や小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチ\*の導入支援等を行っています。そのほかにも、収穫後の損失（ポストハーベスト・ロス）\*の削減や食産業の振興と農村所得向上といった観点から、「フードバリューチェーン」の構築支援も重視しています。これは、農林水産物の付加価値を生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組です。

CARD（アフリカ稲作振興のための共同体）\*は、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）の際に設立され、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を、2008年時点の1,400万トンから2018年

らを達成し、開発途上国における質の高い成長を実現していくためにも、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、4人に3人が農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることから、農業・農村開発の取組は重要です。

までに倍増（2,800万トン）させることを目標としています。2014年のサブサハラ・アフリカ地域の年間コメ生産量は2,516万トンまで増加しており、目標に対して約74%を達成しています。

また、自給自足から儲かる農業への転換を推進するため、日本は2013年のTICAD VにおいてSHEPアプローチのアフリカ諸国への広域展開とSHEPアプローチに関する技術指導員1,000人、小農組織5万人の育成を表明しました。

2016年のTICAD VIにおいて、日本は、アフリカにおける食料安全保障を強化するため、CARDにおいて2018年までに6万人の農民と2,500人の普及員に対して稲作技術を普及するとともに、農業の生産性・収益性向上のため、市場志向型農業の振興とフードバリューチェーンの構築を支援していくことを表明しました。

日本は、2016年以降13,000人以上（2013年以降44,000人以上）に対し、SHEPアプローチを通じた市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施してきました。また、日本は2016年以降25,000人以上に対し、CARDを通じた稲作技術の普及を実施してきました。

農林水産省は、2014年6月に策定した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、官民連携で途上国等のフードバリューチェーンの構築を推進しています。2016年度においては同戦略に基づき、ロシア、ベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ウズベキスタンと二国間政策対話等を実施しました。このうち、ミャンマーについては、同国におけるフードバリューチェーン構築のための日ミャンマーの官民の取組をとりまとめた工程表を策定しました。

多国間協力による食料安全保障の観点では、2009年のG8ラクイラ・サミット（イタリア）で日本は「責任ある農業投資」\*を提唱し、以後、G7/8、G20、APECなどの国際フォーラムで支持を得てきました。さ



らに、「責任ある農業投資」のコンセプトの下、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）が事務局を務める世界食料安全保障委員会（CFS）において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が2014年の第41回CFS総会で採択されました。

2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット（米国）において立ち上げられた、「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」については、毎年進捗報告書が公表され、パートナー国は10か国となっています。また、G7プロセスから独立し、アフリカ連合委員会（AUC）のニュー・アライアンス事務局の下、自律的な運営がなされています。このほか、日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」が実施されています。

2015年のG7エルマウ・サミット（ドイツ）においては、G7各国は2030年までに開発途上国における5億人を飢餓と栄養不良から救い出すことを目標とした「食料安全保障及び栄養に関するより広範な開発アプローチ」を発表しました。

2017年5月のG7タオルミーナ・サミット（イタリア）では、エルマウ・サミットで掲げた共同目標を再確認し、特にサブサハラ・アフリカでの緊急の行動が必要と確認し、食料安全保障、栄養および持続可能な農業に対する共同の支援を高めることを決定しました。

また、G20において、日本は国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム（AMIS）」\*支援などの取組を行ってきました。そのほか、日本はFAO、IFAD、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、WFPなどの国際機関を通じた農業支援も行っています。



### ■ 「小規模園芸農民組織強化計画（SHEP）」アプローチの導入

JICA ボランティア（2014年～(実施中)）

ケニアでは小規模農家が農業の主要な担い手ですが、多くの農家はせっかくの収穫物を希望する価格で市場で販売できず、十分な収入を得られていないという現状にあります。

こうした状況を改善するために、日本は2006年からケニアにおいて農民の組織強化・収入向上を目的とした技術協力<sup>注1</sup>を実施しています。その結果、野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農技術や栽培技術向上によって、対象園芸農家の所得向上を目指すSHEP（小規模園芸農民組織強化計画）アプローチによって農家の所得を平均で2倍以上に向上させることができました。SHEPアプローチは現在、ケニアのみならずアフリカ大陸の各国に広がりを見せています。

ケニア国内では、青年海外協力隊員が2014年以降、SHEPアプローチの導入・定着を目標に活動を行っています。協力隊員が着目したのは、小学校です。ケニアの小学校

ではスワヒリ語で「Kuungana Kufanya Kusaidia Kenya（共に働きケニアを助けよう）」の頭文字をとった4Kクラブと呼ばれる農業クラブが伝統的に多くの学校で活動しています。

2016年からケニアに派遣された青年海外協力隊の古藤誠一郎<sup>ことうせいいちろう</sup>さんは、地方の小さな町の農業事務所を拠点に、小学校の農業クラブにSHEPアプローチを導入する活動をしています。「クラブ活動の中で計画的に農業を行うことの大切さや農業の楽しさをより身近に感じてもらうことで、将来的な農業人口の確保につながることを期待しています」と古藤さんは話します。

周田の信頼を集める古藤さんは地域の人々からも高く評価され、SHEPアプローチを導入する農業クラブがこの1年で2倍に増え、小学校以外でも成人を対象にしたクラブへの支援要請も舞い込むようになりました。古藤さんは、「子どもたちにクラブ活動を自主的に取り組んでもらうために、興味を持ってもらえるような活動内容を考えられるように努めていきたいです」と今後の目標を語っています。

（2017年12月時点）

注1 2006年から2009年に「小規模園芸農民組織強化プロジェクト（SHEP）」、2010年から2015年に「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」を実施し、2015年から2020年の予定で「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（SHEP PLUS）」を実施中。



農業クラブにて種蒔きの前に耕している子どもたち。(写真：古藤誠一郎/JICA)



農業クラブにて農業事務所職員から指導を受けている子どもたち。(写真：古藤誠一郎/JICA)



ケニアの町で販売用に陳列されている野菜。(写真：古藤誠一郎/JICA)

**\*ネリカ**

ネリカ (NERICA : New Rice for Africa) とは、1994年にアフリカ稲センター (Africa Rice Center 旧WARDA) が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。ネリカはアフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥 (干ばつ) に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、日本は農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

**\*小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP※) アプローチ**

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援するもの。

※SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment Project

**\*収穫後の損失 (ポストハーベスト・ロス)**

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的 (食用等) を果たせないまま廃棄等すること。

**\*アフリカ稲作振興のための共同体**

(CARD : Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。日本は2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシアティブを発表。2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカにおけるコメの生産量を倍増 (1,400万トンから2,800万トン) させることを目標としている。

**\*責任ある農業投資**

国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資 (外国資本による農地取得) が問題となる中、日本がG8ラクイラ・サミットにて提案したイニシアティブ。このイニシアティブは農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを旨とする。

**\*農業市場情報システム**

(AMIS : Agricultural Market Information System)

2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報 (生産量や価格等) を共有する。日本はAMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきた。



**■ 獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト 技術協力プロジェクト (2014年4月~(実施中))**

モンゴルの経済活動人口<sup>注1</sup>は約112万人ですが、そのうち牧畜民は3割の約35万人を占めています。日本の約4倍の国土に永年採草・遊牧地が約7割を占めるなど、モンゴルにとって農牧業は重要な位置付けにあります。しかしながら、この農牧業を支える獣医師の質が低いことが大きな問題となっています。実際に、現場に配置されている獣医師や畜産技術者の技術レベルの低さのため、家畜繁殖計画や家畜疾病対策上のニーズに十分対応できていない状態です。

「獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト」は、モンゴルにおける獣医・畜産分野の指導と普及を担う専門技術者の能力を強化するため、モンゴル生命科学大学獣医学部における教育カリキュラムの改善、教育体制の整備、教員の能力強化および社会人獣医師教育を行うものです。実習教育を目指した専門家による指導、獣医学部の教員の日本での研修、実験室の整備、シンポジウムの開催などを通じて、人材育成が計画に沿って順調に進められています。

また、大学連携ボランティアプログラムや、国際獣疫事務局による技術的支援 (OIE twinning program) とも将

来的に連携する可能性があるなど、獣医・畜産分野の専門技術者の育成に向けて多角的に取り組んでいます。



短期専門家の地方獣医師が技術指導している様子。

このプロジェクトは、日本側の支援効果とモンゴル側の自助努力がうまく調和した一例となっています。

(2017年12月時点)

注1 経済活動人口は、経済財の生産・サービスのために提供される労働力を備えたすべての人々を指す。

#### (4) 持続可能な都市

都市は人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心です。近年、そのような都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうし

##### < 日本の取組 >

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、持続可能な都市の実現に向けた協力を実施するとともに、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。

具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や、災害後において被災前より強靱なまちづくりを行う「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等も実施しています。

このほか、日本は持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。特に、日本は福岡に所在するアジア・太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介しています。

2016年には、南米エクアドルのキトで20年に1度、開催される国連人間居住会議（HABITAT III）に

#### (5) 情報通信技術（ICT）や先端技術の導入

情報通信技術（ICT）\*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、ICTは、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情

##### < 日本の取組 >

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、ICT分野でも「質の高いインフラ投資」を推進すべく、

た問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことは重要な開発協力課題となっています。

SDGsでは、目標11として「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

において、人間居住に関する各国の取組実績をもとに、都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択されました。NUAは目標11を含むSDGsの達成に貢献するものであり、日本としても、NUAの実施に取り組んでいく考えです。



モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクトが進むモンバサ郡内の風景。（写真：JICA）

報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、便利さとサービスの向上を通じた市民社会の強化と質の高い成長にとってICTは非常に重要です。

2017年に、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定しました。

また、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、日本は自国の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)\*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2017年12月現在、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、計18か国<sup>注5</sup>で採用されるに至っており、日本はISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省においても、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じたICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

また、総務省では「防災ICTシステムの海外展開」に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上等に寄与する考えです。(「防災」について、詳細は92ページを参照。)

日本は、各種国際機関とも積極的に連携して取組を行っており、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)\*と協力して、開発途上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を行っています。特にサイバーセキュリティおよび防災分野における、開発途上国におけるキャパシティビルディング (人材育成) を目的として、日本は電気通信開発部門 (ITU-D: ITU Telecommunication Development Sector) 研究委員会の協力の下、防災およびサイバーセキュリティ分野でワークショップを開催しました。2016年9月にスイスでITU災害時通信ワークショップを開催し、日本における防災対策の経験を共有、日本の防災ICTシステム及び防災ICTの研究開発成果を紹介しました。また、ITUサイバーセキュリティワークショップ (2015年、2016年、



ザンビアの高等学校で、生徒たちにパソコンの指導を行う青年海外協力隊員の小林笑さん。(写真：岡田妙子)

2017年)を開催し、「ベストプラクティスの共有及び途上国における課題整理 (第1回)」、「各国におけるサイバーセキュリティ訓練及びサイバーセキュリティ戦略 (第2回)」、「実践的なサイバーセキュリティ及びリスク評価 (第3回)」をテーマに、官民を問わず各分野の専門家<sup>しょうへい</sup>を招聘し、意見交換を行いました。いずれの会合も100名前後の参加者を集め、たいへん高い評価を受けました。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体 (APT: Asia-Pacific Telecommunity)\*が同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。2014年にはAPT大臣級会合がブルネイで開催され、同地域における「スマート・デジタルエコノミー」の創造に向けて、38の加盟国およびAPTが協力して取り組んでいくための共同声明を採択しました。

日本は、この共同声明の優先分野の一つである「キャパシティビルディング (人材育成)」を推進するため、毎年APTが実施する数多くの研修を支援しています。また、APTは2016年から若手行政官に向けた国際会議で活躍するためのスキルを磨く研修を開始し、2017年も第2回が開催され、30名が参加しました。ICTは1か国にとどまる分野ではないため、海外の様々なステークホルダーと意見を調整することが重要です。この研修を通じて、国際会議での議論、プレゼンテーション、交渉のスキル等が向上し、APT加盟国の若手行政官同士が人的ネットワークを構築し、国際協力と国際連携が一層進展することが期待さ

注5 ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドルの18か国。(2017年12月時点)

れています。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）においては、2015年11月にASEAN首脳会議において採択された2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）で、ICTはASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられました。ICTの役割の重要性を踏まえ、同じく11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICTマスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイ

バー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年、日本はサイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針がサイバーセキュリティ戦略本部に報告されました。今後、日本は同方針に沿って、当面は対ASEAN諸国を中心に積極的に支援を行っていきます。

## 用語解説

### \* 情報通信技術

(ICT : Information and Communications Technology)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

### \* 地上デジタル放送日本方式

(ISDB-T : Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

### \* 国際電気通信連合

(ITU : International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

### \* アジア・太平洋電気通信共同体

(APT : Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域の38か国が加盟。APTは同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

## (6) 科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術（ICT）の急速な発展により、研究開発のグローバル化やオープン化が進む中で、科学技術・イノベーションは本質的に変化しています。

国際社会においては、2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範な課題の統合的な解決が求められる

### < 日本の取組 >

日本の優れた科学技術を外交に活かすため、2015年に岸輝雄東京大学名誉教授が初の外務大臣科学技術顧問（外務省参与）に就任し、外務大臣のアドバイザーとして、国際協力・グローバル課題への貢献における日本の科学技術の活用に向け、助言や提言を行う役割を果たしています。

SDGsが実施段階に移る中、外務大臣科学技術顧問

SDGsの実施においても、科学技術・イノベーションを駆使した国際協力が重視されています。こうした中、より戦略的でより積極的な科学技術外交の取組が求められています。

は2017年5月、今後の国際協力において科学技術・イノベーション（STI）を通じてSDGs達成にどのように貢献できるかという観点から科学技術外交推進会議がとりまとめた「未来への提言：科学技術イノベーションの『橋を架ける力』でグローバル課題の解決～SDGs実施に向けた科学技術外交～の4つのアクション」を、岸田外務大臣（当時）に提出しました。

提言では、イノベーションを通じた未来像の提示、データ活用による課題解決、世界レベルでの官民連携、人材育成の重要性を強調しました。こちらの提言の内容は、同年5月に開催された第2回国連STIフォーラムや関連行事、また、同年7月の国連経済社会理事会「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム (HLPF)」における岸田外務大臣 (当時) によるプレゼンテーションにも反映されました。

このほか、日本の科学技術外交の主な取組としては、ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)\* が2008年に始まり、2017年までに世界47か国において125件の共同研究プロジェクトが採択されています。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。マレーシアでは、1982年から進めてきた「東方政策」<sup>注6</sup>の集大成として、日本型工学教育を行う高等教育機関であるマレーシア日本国際工科院 (MJIT : Malaysia-Japan International Institute of Technology) が設立され、日本はこのMJITに対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本は日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。

ほかにもタイに所在する国際機関であるアジア工科大学 (AIT : Asian Institute of Technology) は、工学・技術部、環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学であり、同大学に対する日本の拠出金は、日本人教員が教鞭をとるリモートセンシング (衛星画像解析) 分野の学科の学生に対する奨学金として支給されており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人材育成に貢献しています。

エジプトでは、日本は2008年から、日本型の工学教育の特長を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする公的な大学「エジプト日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology)」の運営を支援しています。日本国内の15大学が協力して教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラム作成を支援してきており、オールジャパンの体制で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝えていくことを目指しています。

さらに、日本は開発途上国の社会・経済開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをするものとして期待されています。

### 用語解説

#### \* 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

#### (SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装 (研究成果を社会に普及させること) を目指し、開発途上国および日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省および国際協力機構 (JICA) が文部科学省、科学技術振興機構 (JST) および日本医療研究開発機構 (AMED) と連携し、日本側および相手国側の研究機関・研究者を支援している。

注6 東方政策は、1981年にマハティール・マレーシア首相 (当時) が日本の発展の経験や労働倫理、経営哲学等を学ぶことを目的として提唱したマレーシアの人材育成政策。

## (7) 債務問題への取組

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用する限りにおいては、債務は経済成長に役立つものです。しかし、返済能力が乏しく、過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長を阻害する要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。2005年のG8ブレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPC）がIMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意がなされました<sup>注7</sup>。最貧国の債務問題に関しては、これまでに39か国が拡大HIPCイニシアティブ<sup>注8</sup>の対象となっていますが、経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を

満たした結果、2016年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国についても、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ<sup>注9</sup>において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ」（エビアン・アプローチ）が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

### < 日本の取組 >

円借款の供与に当たっては、日本は被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策等を十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は前述の拡大HIPCイニシアティブ

やパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限り債務の繰延<sup>注10</sup>、免除、削減といった債務救済措置を講じています。現在（2017年末時点）、日本は2003年度以降33か国に対して総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2016年に引き続き、2017年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

注7 マルチ債務救済イニシアティブ MDRI。

注8 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%の削減などを行うこととしたもの。

注9 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注10 債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

## 1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

日本は、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するという「人間の安全保障」の考え方を、国際社会の中で積極的に提唱してきました。このような「人

間の安全保障」なくして、質の高い成長は実現され得ません。ここでは、こうした人間中心の視点から、基礎的生活を支える保健・水・教育・文化などを紹介しています。

### (1) 保健医療、人口

開発途上国に住む人々の多くは、多くの先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。現在でもなお、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間590万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。<sup>注11</sup>また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約30.3万人以上の妊産婦が命を落としています。<sup>注12</sup>さらに、貧しい国は、高い人口増加率により一層の貧困や失

業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環境悪化などに苦しめられています。このため、SDGsでは、目標3で「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」と設定されました。

世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」\*の達成が重要となっています。

### < 日本の取組 >

#### ● 保健医療

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、同年9月、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、②すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示しており、これらの取組は、SDGsに掲げられた保健分野の課題解決を追求していく上でも重要なものです。

また、日本は保健システム\*の強化やUHCの推進などに関する国際社会の議論を主導してきました。2016年のG7伊勢志摩サミットでは、G7各国は感染症等の公衆衛生危機への国際社会の対応能力の強化、また幅広い保健課題への対応の鍵となり、危機へのより良い備えを有するUHCの推進、薬剤耐性 (AMR) への対応強化等が重要との点で一致し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発表しました。

さらに、2016年に開催されたTICAD VI<sup>ティカッド</sup>では、安倍総理大臣がUHCに関するサイドイベントにおいて、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」をアフ

力においても着実に実践するために、各国のオーナーシップとリーダーシップを重視しつつ、特に人材育成を通じて「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」および「アフリカにおけるUHCの推進」の実現に貢献していく決意を述べました。

2017年8月に開催されたTICAD閣僚会合では、人間の安全保障の観点および強靱な社会の促進の観点から、包括的で強靱な保健システムは、生活の質を高めるために不可欠であることが認識され、特にHIV/エイズ、マラリアおよび結核といった感染症の負担軽減を含むUHCに関する見解および経験を共有することが改めて確認されました。

こうしたコミットメントに対し、日本は、2016年以降6,700人以上の感染症対策の人材育成を行い、2013年以降では95,000人以上の保健人材育成を含む約576億円の取組を実施し、地方部も対象とした感染症対策を強化するとともに、母子保健の向上等に貢献するなど、着実に取組を進めています。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。今後も日本は二国間援助のより効果的な実施、

注11 (出典) WHO "World Health Statistics 2016"

注12 (出典) WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank "Trends in Maternal Mortality : 1990 to 2015"



国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内

の体制強化と人材育成などに取り組んでいきます。

### ● 公衆衛生危機対応

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は、容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えるため、新興・再興感染症<sup>\*</sup>への対策が重要です。2014年-2015年のエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、これらの問題は国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。

日本は、流行国や国際機関に対し、資金的支援に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本はその技術を活かした治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィーカメラの開発等、官民挙げてエボラ危機の克服を後押ししました。従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本となるとの観点に立ち、人間の安全保障に直結する課題である保健分野における開発協力を重視し、UHCの推進を掲げ、保健システムの強化に継続的に取り組んできました。日本は、アフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力および予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした

保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障強化等、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組み（グローバル・ヘルス・アーキテクチャー）構築においても、G7やTICAD等の国際会議の場において議論を主導してきました。特に、WHOの健康危機プログラムには、安倍総理大臣が2016年のG7伊勢志摩サミットの際に5,000万ドルの拠出を表明し、そのうち2,500万ドルを年内に拠出したほか、緊急対応基金（CFE）には約1,080万ドルを拠出しました。加えて日本政府の後押しを受けて世界銀行がサミットの機会に創設したパンデミック緊急ファシリティ（PEF）<sup>\*</sup>に対しても、他国に先駆けて5,000万ドルの拠出を表明しました。さらに日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）と連携して危機に対応するための標準業務手順書の策定を主導しました。そのほか、日本は2015年に国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、感染症流行国での迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っています。



## ■ ハバナ県ホセ・マルティ国際空港における防疫体制確保のための機材整備

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2015年3月～2016年11月）

ジカウイルス感染症について、中南米諸国では多数の患者が報告されています。キューバでも2015年3月に初めて報告されて以降、現在までに32例が報告されていますが（2016年10月時点）、そのほとんどが国外からの輸入症例と分析されています。このようなキューバの状況を改善するため、日本は、同国保健省の傘下機関であるメディクバに対して、76,563ユーロを資金協力するプロジェクトに署名し、これにより、首都ハバナにあるホセ・マルティ国際空港（第2、第3、第5ターミナル）に日本製の最新鋭サーモグラフィー4機が設置され、供与式が2016年11月に行われました。

これらの最新鋭のサーモグラフィーは、同時に複数の人の体温を非接触で測定できるため、検疫時の感染の拡大を防ぐと同時に、人の往来が激しい空港において、安心・安全な出入国管理が可能となります。この協力により、キューバの感染症に対する空港の防疫体制を高め、同国内にてジカ熱やデング熱などの感染症の流行を防ぐことが期待されます。



サーモグラフィーカメラ供与式の様子。中央は渡邊優在キューバ大使。（写真：在キューバ日本大使館）

## ● UHCの推進

UHCとは、すべての人が基礎的な保健サービスを必要なときに負担可能な費用で受けることができることを指します。保健医療サービスの格差を是正し、すべての人の基礎的な保健ニーズに<sup>こた</sup>え、被援助国が自ら保健課題を検討・解決する上で、UHCの達成が重要です。日本政府は、G7、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としてのUHC推進を積極的に主張してきました。このような日本の主張を背景に、2015年に



ブルンジ南部に位置するマカンバ州で、栄養治療食による治療を受ける子どもたち。(写真:中秋真太郎)

採択された「2030アジェンダ」では、UHCの達成が国際的な目標の一つに位置付けられました。

日本は、UHC推進に向けた国際機関・ドナー国等による知見の共有、開発途上国の保健システム強化に向けた連携強化の必要性につき、国連総会やG7伊勢志摩サミットで訴え、これまでの保健分野の援助協調枠組みを発展させた「IHP for UHC2030」（通称：UHC2030）の設立に主導的な役割を果たしました。

また、安倍総理大臣はTICAD VIにおいて、UHC推進のために、アフリカにおけるUHCの先駆的な国の取組がアフリカ大陸全体に広がるよう、モデルとなり得る国への重点的支援を表明しました。加えて、日本はUHC達成の上で参考となる道筋や具体的な行動を示す「UHC in Africa」を世界銀行、WHO、グローバルファンド等と共に発表しました。さらに、日本は2017年9月の国連総会ハイレベルウィークの機会に、UHC推進のためのイベントを主催してUHCの重要性に対する国際的な関心を喚起しました。これに続き、2017年12月に東京で開催されたUHCフォーラム2017には、安倍総理大臣、グテーレス国連事務総長、サル・セネガル大統領等の国際保健分野を<sup>けんいん</sup>牽引するリーダーが出席し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルな機運（モメンタム）の強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」が採

択され、その上で、安倍総理大臣は、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、日本は今後29億ドル規模の支援を行うことを表明しました。

日本は、2015年に「平和と健康のための基本方針」を定め、同方針において、国際社会でのUHCの主流化のために必要な支援を引き続き行うことを挙げています。具体的には病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民などの「誰一人取り残さない」UHCを実現することが示されています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善（94ページの（3）食料安全保障および栄養を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾病対策、高齢者の地域包括ケアや介護などすべてのサービスが含まれます。

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。<sup>注13</sup>開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス\*に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約7,246万ドルの支援を

注13 (出典) WHO “Health topics, Immunization”  
<http://www.who.int/topics/immunization/en>

行いました。Gaviは2000年の設立以来、5億8,000万人の子どもたちに予防接種を行い800万人以上の命を救ってきました。Gaviは2016年から2020年の戦略期間では、さらに3億人の子どもたちに予防接種を行い、500万人以上の命を救うことを目標に掲げています。この取組を推進すべく、日本政府は2016年、2020年までに新たに7,600万ドルを拠出する方針を表明しました。また、二国間援助においては、日本はワクチンの製造、管理およびコールドチェーン維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献していきます。

MDGsに含まれていた母子保健分野（目標4：5歳未満児死亡率の削減、目標5：妊産婦の健康改善）においては、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加など大幅な改善は見られたものの、目標値の達成には至らず、SDGsにおいても母子保健には大きな課題が残されています。日本は包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、開発途上のオーナーシップ（主体的な取組）と能力向上を基本とし、持続的な保健システムを強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的に支援を実施しています。日本はそれらを通じ、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。また、日本は、日本の経験・知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳



マラウイ南部のクィーンエリザベス中央病院で、同僚スタッフと薬疹の確認をする青年海外協力隊員（薬剤師）の塩田浩平さん。（写真：久野真一/JICA）

は、妊娠期・出産期・産褥期（<sup>さんじょく</sup>出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、ほぼ産後1～2か月間）、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができることが特徴です。日本の協力により、全国に母子健康手帳が定着しているインドネシアは、他国での母子手帳導入や全国展開に役立つように2007年以降8回の国際研修を実施しました。インドネシアは2017年に「国別比較」を目的として、母子手帳を活用して母子保健サービスを提供しているタイ、フィリピン、ケニアの母子保健関係者を<sup>しょう</sup>招聘し、各国での経験を共有し共に学び合い、母子手帳のさらなる可能性と課題を議論しました。また、インドネシアは、2018年以降の母子手帳に関する国際研修実施に関するニーズを検討するために、現在母子手



インド・タミル・ナド州において、日本の支援で建設された小児科総合外来病棟で緊急移送された乳児を手当する看護師。（写真：サンディーブ・ビスワス）

帳の試行運用を実施しているアフガニスタン、タジキスタンの参加者も同時に招聘し、意見交換を行いました。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）など、ほかの開発パートナーと共に性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健の推進によって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています。



## ■ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための 基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト

技術協力プロジェクト（2015年10月～(実施中)）

ザンビアは、アフリカ諸国の中でも母子保健や感染症の対策が遅れている国の一つです。特に本件プロジェクトの対象州であるルサカ州および南部州は、国内のほかの州からの流入による人口増加が顕著であり、保健施設、スタッフ、医療機器・消耗品などの不足による保健サービスの量・質の低下が著しい地域となっています。

日本は、すべての人が基礎的な保健医療サービスが必要なときに負担可能な費用で受けられるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を積極的に推進してきました。ザンビアもUHC達成に向けた種々の政策を導入、実行しつつあります。しかし、ザンビアでは2000年からの12年間で平均余命が16年長くなり、急激な人口増加と高齢化が進む一方、医療人材の不足などによって、適切な医療サービスを提供するための体制が追いついていないのが現状です。

こうした状況下、日本は「UHC達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト」を実施し、地域の状況や情報に基づいて保健活動計画の立案から実施、評価、改善について支援していくことで、管理能力強化に取り組んでいます。具体的には、ルサカ州と南部州の中の4つの郡の保健局に対し、保健活動計画を支援しつつ、保健システム上の課題解決に焦点を当てた活動計画の管理指針（ガイドライン）を策定しています。郡保健局がこの管理指針に基づいて保健計画を定期的に見直し継続的に管理



プロジェクトの活動対象地域郡で実施される保健計画活動についての会議風景。州や郡の担当者、プロジェクト専門家に参加。（写真：JICAプロジェクト）

していくこと、さらに将来的には州内のほかの郡保健局でもこの管理指針が活用され保健サービスが改善されることを目指しています。

また、プロジェクトでは、地域の産科病院の搬送状況、高血圧と糖尿病に関するサービス提供状況の調査も行い、これら調査の結果をもとに、保健省が行う政策策定に役立つような提言も行っていきます。

本プロジェクトは、開発途上国の基礎的保健サービスの向上に取り組むプロジェクトとして、持続可能な開発目標（SDGs）達成に貢献する事業といえます。

（2017年12月時点）

また、日本は高齢化対策における国際貢献を強化するために、2016年に議長国としてG7の枠組みで初

### ● 感染症の薬剤耐性（AMR）への対応

感染症の薬剤耐性（AMR：anti-microbial resistance）\*は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年対策の機運が増しています。日本は、AMRへの対策を進めるために2016年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定するとともに、同月にアジアAMR東京閣僚会議を開催し、検査機関ネットワークや抗微生物剤の規制等の4本の柱から成る「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアティブ」を採択しました。G7伊勢志摩サミットにお

### ● 三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）

SDGsのターゲット3.3に2030年までの三大感染症\*の終息が掲げられており、日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」を通じた支援に力を入れています。グローバルファンド

めて高齢化を議題として取り上げました。

いても、保健アジェンダの柱の一つにAMRを取り上げ、G7として協働して取り組む方針をまとめました。さらに、同年9月の国連総会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関する政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な作業部会を設置することが求められ、2017年11月にはAMRワンヘルス東京会議が開催されました。

は2000年G8九州・沖縄サミットで感染症の対策を初めて議論したことをきっかけに設立された、三大感染症対策を行う官民連携パートナーシップ機関です。日本は同ファンドの創設者の一人として、2002年の

設立時から資金支援を行ってきており、設立から2017年10月末までに約28.38億ドルを拠出しました。また、日本は、2016年には、G7伊勢志摩サミットに先立ち、第5次増資に向け、当面8億ドルの拠出を表明しました。同ファンドによる支援により、これまでに救われた命は2,200万人以上と推計されています。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を日本の二国間支援でも補完できるようにしています。日本は保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化するなどの支援を行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「感染症・エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関して、2008年に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核

## ●ポリオ

日本は、根絶目前のポリオについて、ポリオ常在国\*であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携し、その撲滅を支援しています。ナイジェリアでは、2014年以来発見されていなかった野生のポリオウイルスからの感染症例が、2016年に報告されました。日本は、2017年2月にUNICEFと連携して、ナイジェリア、チャド、ニジェール、カメルーン、中央アフリカ共和国におけるポリオ対策のため、40億円の支援を行い、推定7,200万人の5歳未満の子どもにワクチン投与することができました。

ほかにも、日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降UNICEFと連携して累計115億円を超える支援を行っています。また、パキスタンにおいて、日本は1996年以降UNICEFと連携した累計



グローバルファンドはHIV/エイズ・結核・マラリアの予防、治療、保健システムの強化を100か国以上で支援している。(写真提供：グローバルファンド/John Rae氏)

死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。また、2014年にWHOが採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする新たな世界戦略（Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015）を踏まえ、外務省と厚生労働省、JICA等は2014年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、WHOとの協力による支援を行っています。

110億円を超える支援を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。これにより、ポリオの新規感染の減少・撲滅に貢献しています。この円借款については、新しい方法（ローン・コンバージョン）が採用されました。これは一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務を民間のゲイツ財団が肩代わりするものです。さらに、日本は2016年度には、アフガニスタンに対する約12.6億円の支援、2016年および2017年には、パキスタンに対し、約4.04億円および約5.2億円の支援を行いました。この事業により、5歳未満児へのワクチン接種を通じ、パキスタンにおけるポリオの新規発症件数の減少および全国5歳未満児約3,800万人の発症率低下につながることが期待されます。

● 顧みられない熱帯病 (NTDs)

また、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」(NTDs)\*には、世界全体で約10億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。日本はフィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、日本は青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まっ

た状態の維持を目指しています。

さらに2013年、NTDsを含む開発途上国の感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund : Global Health Innovative Technology Fund) を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、効果の高い治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指しています。また、日本政府は2016年、NTDsの治療薬等の研究開発・普及の促進や、医薬品の供給準備・供給支援のため、1億3,000万ドルの資金拠出を行う方針を表明しました。今後アフリカなどで顧みられない熱帯病に苦しむ人々の治療に貢献することが期待されます。



\*ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC : Universal Health Coverage)

すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること。

\*保健システム

行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

\*新興・再興感染症

新興感染症とは、SARS (重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。再興感染症とは、コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

\*パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility)

保険メカニズムを活用して、民間資金を動員しつつ、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。ドナー国等が保険会社に保険料を支払う。パンデミック発生によりあらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に保険金が開発途上国や国際機関、NGO等に保険会社からPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

\* Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

\* 感染症の薬剤耐性 (AMR : anti-microbial resistance)

病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

\* 三大感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は現在も年間約360万人に及び、これらの感染症の蔓延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障における深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

\* ポリオ常在国

ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国。

\* 顧みられない熱帯病 (NTDs : Neglected Tropical Diseases)

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等の18種類の熱帯病。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるが、感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。2016年のG7伊勢志摩サミットでは、G7諸国として、NTDs対策の研究開発・イノベーションの促進を進める方針が示された (「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」)。

## (2) 安全な水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2017年に世界で約8億4,400万人、トイレや下水道などの改善された衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約23億人に上ります。約36万人の5歳未満の子どもが安全な水と衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢によって命を落としています。<sup>注14</sup> さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。

### < 日本の取組 >

日本は、1990年代から累計して水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保（衛生施設の整備）、③食料増産などのために水を安定的に利用できるようにする支援（農業用水など）、④水質汚濁を防止（排水規制等）・生態系の保全（緑化や森林保全）、⑤水に関連する災害の被害を軽減（予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化）な

たとえば、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くので、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、水の供給が不安定だと、医療や農業にも悪影響を与えます。

こうした観点で、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことはSDGsの目標6に定められています。

ど、ソフト・ハード両面で支援を実施しています。

日本の開発協力では、専門家の派遣や開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力や円借款や無償資金協力により、開発途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、国際機関を通じた支援も行っています。

たとえば、アジア・大洋州地域において、日本は、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、パラオといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施中であり、地方の給水率の改善が課題となっているカンボジ



## ■ 自動漏水音検知器を用いた漏水検知システムの普及・実証事業

中小企業海外展開支援事業（普及・実証事業）（2015年2月～2017年2月）

インドの都市部では、経済成長と都市化が急速に進み、特に人口が集中する地域では、水道管の施工技術の成熟度が低く、漏水問題等の発生により、水の供給が追いついていません。しかしながら、地下漏水の調査は行われておらず、地表から観察できる漏水のみが補修されているという状況です。このような中で、漏水率を少しでも削減して給水需給ギャップを緩和することが求められています。

漏水調査技術に豊富な実績を有する水道テクニカルサービス(株) (神奈川県横浜市) は、JICAの中小企業海外展開支援を受け、インドで3番目に人口の多いカルナタカ州都ベンガルール市で、自動漏水監視装置「L-sign」の普及・実証事業を開始しました。同社は、「音」で漏水を検知する独自の音聴工法を強みとしており、様々な漏水検知機器を用いた技術によって漏水率の低減に取り組んでいます。同社は、ベンガルール市東地区事務所が管轄する地域のうち、給水戸数3,000戸、管路延長約50kmに対して、自動漏水監視装置「L-sign」を配水管に20器、給水管に3,000器設置し、最終的に29か所の漏水を発見し、対策を行いました。

同社の取組によって、地下に潜在する漏水の発見も可能となり、貴重な水の損失防止につながっています。

共同でL-signの有効性検証を行ったベンガルール上下水道公社は、「我々の意向を汲んで、環境に適応するようきめ細やかに取り組んでもらった」と非常に高く評価するとともに、漏水防止の重要性の観点から新たに無収水対策部門を設置しました。それに伴い、水道テクニカルサービス(株)は現地エンジニアへの漏水調査トレーニング（漏水検知音の聞き分けなど）を新たに請け負い、機器提供だけではなく技術供与も積極的に行っています。



漏水音と確認されたLED点滅箇所に対し、漏水探知器により、漏水確認および漏水位置の特定を行う技術講習の様子。

注14 (出典) WHO/UNICEF "Progress on Drinking Water, Sanitation and Hygiene : 2017 Update and Sustainable Development Goal Baselines"

アにおいても2017年3月に無償資金協力「コンポントム上水道拡張計画」の署名が行われました。人口増加や経済発展が進むインドにおいては、2017年3月、新たに円借款「アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画（フェーズ2）（第一期）」および「ラジャスタン州水資源セクター生計向上計画（第一期）」の署名が行われました。バングラデシュでは、農村部における小規模水資源管理施設整備や農道整備、さらには水管理組合への研修・技術指導等を行う円借款「小規模水資源開発計画（フェーズ2）」の署名が2017年6月に行われました。

中南米地域のホンジュラスでは、2017年6月、浄水施設を含む上水道施設の整備・拡張を通じ、水質や衛生環境の改善を図る無償資金協力案件「コマヤグア市給水システム改善・拡張計画」の署名が行われました。

また、アフリカでは、エチオピア、スーダンなどにおいて、日本は安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施中であり、ウガンダについては、2017年5月に新たに無償資金協力「ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画」の署名が行われました。

ほかにも、日本は日本NGO連携無償資金協力に

よって、日本のNGOによる水・衛生環境改善事業を支援しています。たとえば、特定非営利活動法人APEXは、インドネシアにおいて2017年2月から3年間の予定で、低コストで運転管理が容易でありながら、良好な処理水質が得られるコミュニティ排水処理システムの広域的普及促進事業に取り組んでいます。2017年度には、ジャワ島内で12基分の設置が進んでおり、このシステムはインドネシアの公共事業国民居住省の推奨するシステムとなりました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力などによる協力、国内および現地の民間団体と連携した開発途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。

環境省でも取組を行っています。たとえば、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁の問題が生じており、関連する情報・知識不足を解消するため、同省はアジア水環境パートナーシップ（WEPA）を開始しました。アジアの13の参加国<sup>注15</sup>の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指しています。



## ■ 横浜市水道局の連携ボランティア派遣

自治体連携ボランティア（2014年～2016年、2017年から3年）

2008年に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）を契機に、JICAと横浜市、水道局が連携し、アフリカへの支援を進めています。2014年9月には、横浜市水道局から3名の職員を短期ボランティアとして、マラウイのブランタイヤ水公社（BWB）へ派遣し、水道事業の改善に向けた業務支援を行いました。この事業に対し、BWBより引き続きボランティア派遣の要望があり、横浜市水道局は、2016年度まで3年間にわたってBWBに毎年3名ずつ、総勢9名の短期ボランティアを派遣しました。この中で、BWBのスタッフと共に現場に入り、漏水探査や料金滞納者への対応方針など経験を活かした技術指導を行いました。あるボランティアは、日本の経験を途上国の発展に役立てたいという強い思いを持ってマラウイを訪れ、マラウイ人の熱心に学ぶ姿勢に感銘を受けたといいます。

現地のBWBの課題は無収水です。「無収水」とは、配水管からの漏水や違法な接続による盗水により、料金請求ができない問題のことです。ブランタイヤ市の無収水率は40%（横浜市は8.2%）であり、早急な改善が必要です。そこで、JICAは、2017年4月に横浜市水道局と「マラウイ共和国ブランタイヤ水公社支援のためのボランティア

連携に関する覚書」を締結し、2017年度からさらに3年間、横浜市水道局から毎年4名の短期ボランティアを派遣し、モデル地区を選定しながら、総合的に無収水対策、料金徴収を含む顧客サービス向上に取り組むことになりました。

この取組により、①水道管（布設工事）の設計・施工に関するチェックポイントが作成され、現地実施機関であるBWB職員の技術向上に役立つこと、②検針員の意識向上、技術向上のためのワークショップ（研修）マニュアルの作成によって、BWB職員自身でワークショップを開催できるようになること、③BWBの職員たちが適切なデータ収集方法を習得し、無収水の原因究明・対策ができるようになることが期待されます。

（2017年12月時点）



技術指導を受けるBWBのスタッフ。

注15 日本、カンボジア、タイ、ラオス、マレーシア、中国、インドネシア、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、スリランカ、ネパール



### (3) 万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また教育は個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、未だ世界には小学校に通うことのできない子どもが約6,100万人もいます。特に、紛争の影響下にある国や地域で学校に通えない児童の割合は、初等教育では2000年に29%であったもの

#### < 日本の取組 >

日本は従前から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育\*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。

2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。この戦略は開発協力大綱（2015年閣議決定）の教育分野の課題別政策として策定されたもので、策定に当たり、開発教育専門家や教育支援NGO、関連国際機関等と幅広く意見交換を行いました。同戦略では基本原則として①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。

2017年7月の国連ハイレベル政治フォーラムで、岸



机の数が足りないケニアの小学校。草の根・人間の安全保障無償資金協力を受ける前の教室の様子。(写真:富樫美紗子/在ケニア日本大使館)

が、2014年には35%（約2,150万人）に上昇しており、深刻な課題となっています。<sup>注16</sup>

このような状況を改善するために、SDGsの目標4として「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられました。

国際社会は、2015年に「教育2030行動枠組」\*を策定、SDGs目標4の達成を目指しています。



ネパールの小学校で、板書を一生懸命に書き写す子ども。(写真:山下さくら)

田外務大臣（当時）は、子ども・若年層に焦点を当てて、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨表明し、日本は脆弱な立場に置かれた子どもへの教育機会の確保や職業訓練、女性・子どもの人権状況の改善や子どもの感染症対策・衛生改善等の支援を着実に実施中です。

また、初等教育の完全普及を目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」\*に対しては、日本は2007年度から2016年度までに総額約2,476万ドルを拠出しました。GPEの支援を受けたパートナー国では、2002年と比較し2015年には7,200万人以上の子どもが初等教育を受けられるようになりました<sup>注17</sup>。

アフリカに対しては、2013年のTICAD Vにおいて、日本は理数科教育の支援拡充や学校運営改善プロジェクトの拡充等を通じて、2013年からの5年間で新たに2,000万人の子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明し、その着実な実施に努めています。加えて、2016年のTICAD VIで日本は、2016

注16 (出典) Global Education Monitoring Report 2016

注17 Global Partnership for Education HP (<https://www.globalpartnership.org/data-and-results/key-results>)

年からの3年間で約2万人の理数科教員を育成することを表明し、科学技術分野の基礎学力強化にも貢献しています。

さらに、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、日本は国連教育科学文化機関（UNESCO）に信託基金を設置し、生涯教育の推進等のためのコミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

日本は日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れも含め、日本はこれらの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

ケニアでは、長崎大学熱帯医学研究所が、2005年にケニア教育研究拠点を設置し、熱帯感染症、国際保健などにかかわる研究活動を展開しており、このような活動を通して、ケニア人、日本人の学部学生、修



ボツワナ東部の小学校で、英語を指導している青年海外協力隊員（青少年活動）の本間亜衣さん。（写真：本間尚）

士・博士課程学生などを受け入れ、将来のアフリカでの保健医療を担う研究者、専門家などの中核人材を育成しています。また同大学はJICA草の根技術協力プロジェクトの学校保健活動を通じた学童の保健教育を行い、地域保健活動の実践を行っています。

### ● 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2014年に日本で開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）\*に関するユネスコ世界会議」以降、「国連ESDの10年（UNDESD）」の後継プログラムとして採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の下で、世界中でESD

に関する活動が展開されています。日本は、UNESCOに拠出している信託基金を通じてGAPの実施を支援するとともに、「ユネスコ/日本ESD賞」を創設するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

## 用語解説

### \* 教育2030行動枠組 (Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動枠組の達成期限が2015年までとなり、その後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会とあわせて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

### \* 基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

### \* 教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education)

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された開発途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）から改称。

### \* 持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとしている。

2003年に訪日したホンジュラスのマドゥーロ大統領（当時）に対して小泉総理大臣（当時）が「米百俵」の故事を紹介しました。「米百俵」とは、1870年の日本で、貧困に窮していた長岡藩が他藩から百俵の米を譲り受けたものの、将来の教育発展を第一と考え、食料として消費するのではなく、学校建設の費用に充てたという史実に基づき、現在の辛抱が将来の利益となることを象徴する故事です。それに感銘を受けたマドゥーロ大統領が、ホンジュラスの学校教育を充実させる計画を策定し、これに対し日本が協力をすることとなりました。

ホンジュラスでは、2004年、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、100校の学校を整備する「米百俵プログラム」を開始しました。このプログラムは、同国100校の小中高等学校を対象に校舎の新規建設、増改修および教育機材整備を行い、教育環境の改善を図るものです。対象案件には米百俵学校記念碑を設置してきま

した。2016年2月、100校目の学校として「テグシガルパ市ハポン小学校増改修計画」が完了し、プログラムの目的が達成されました。



引渡し式においてハポン小学校の児童たちにより発表された「米百俵」の演劇。（写真：在ホンジュラス日本大使館）

#### （4）格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの実施に向けた取組が進められる中、大局的に国家レベルで見ると課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化していますが、「格差の拡大」はその一つです。また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課

題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとって不可欠といえます。

#### < 日本の取組 >

##### ●人間の安全保障

このような背景から、日本が重視している理念が「人間の安全保障」です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという考え方です。

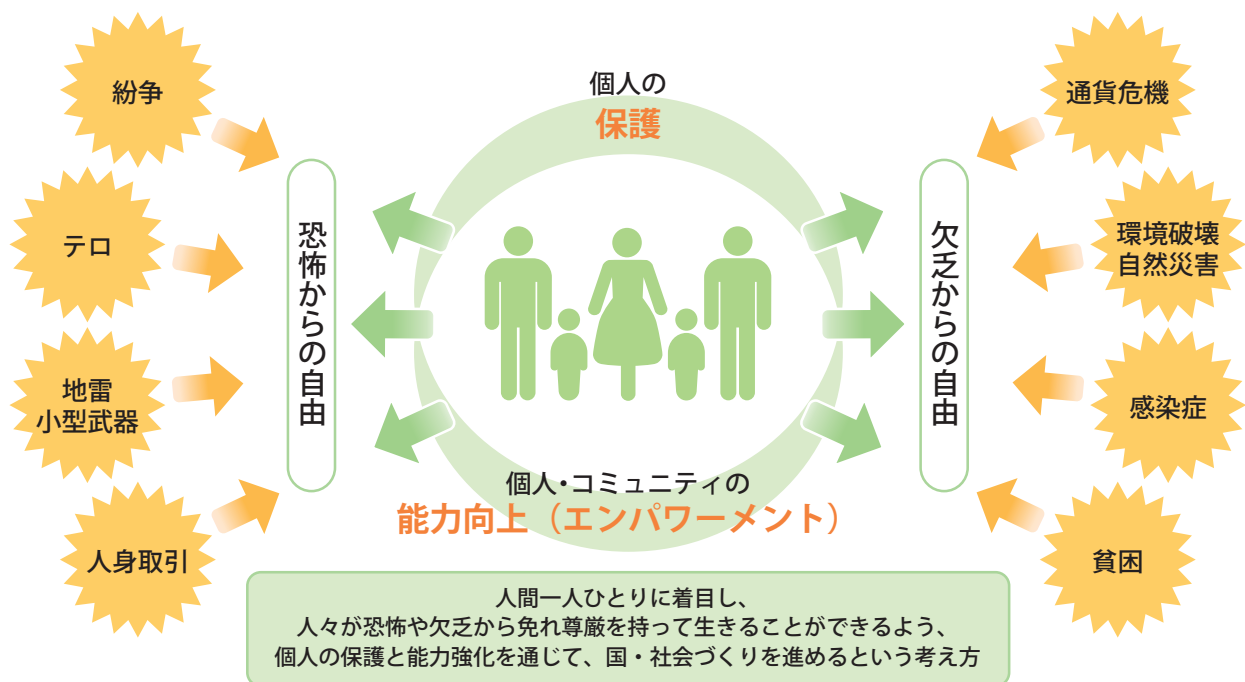
日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会である「人間の安全保障委員会」およびその後継となる「人間の安全保障諮問委員会」の設置や、非公式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」の開催を主導してきました。

2012年には、日本が主導して、人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導しました。これまで日本は累計で約453億円を拠出し、90の国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト238件を支援してきました（数字はいずれも2016年12月末時点）。開発協力大綱（2015年閣議決定）でも、人間の安全保障は、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。

「人間の安全保障」の考え方



● 障害者支援

若者や女性など、社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが、社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことが重要です。

日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、日本は現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また、日本は開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海

外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っているところ です。

2014年、日本は障害者権利条約を批准しました。同条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています(第32条)。日本は、今後もODA等を通じて、開発途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。



ボルネオ島農村部の障害者施設の利用者送迎のため日本から供与された車両。

### (5) 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニウム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率は格段に向上し、女性の政治参加は増加し、より多くの女性が幹部公務員級、大臣級のポストに就いています。<sup>注18</sup>しかし、政府による高度な意思決定など公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を、女性が男性と同じように持っているとはいえない状況が多く、国で続いています。

一方で、女性は開発の重要な担い手でもあり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機

会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワーメントの促進につながります。

「2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると、力強く謳われています。そして、SDGsの目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、そのためには開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

#### < 日本の取組 >

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしておくため、日本は、国内外で「女性が輝く社会」を構築すべく、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、国際社会の先頭に立ってジェンダー主流化と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

2017年5月に開催されたG7タオルミーナ・サミットでは、G7各国は首脳宣言でジェンダー間の平等のあらゆる政策での主流化を謳い、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」を採択し、主に、女性の参画拡大およびすべての段階での平等な機会および公正な選考過程の促進、働きがいのある人間らしい質の高い仕事への女性のアクセスの基盤強化、生涯を通じた女性および女児に対する暴力の排除に関し達成目標を掲げました。また、同年11月には、G7の枠組みにおいて初となる男女共同参画担当大臣会合がタオルミーナで開催されました。同会合では、国際社会が直面する男女共同参画、女性活躍に関する様々な課題について意見交換を行い、G7男女共同参画担当大臣宣言をとりまとめました。

2017年7月、G20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げられた女性起業家資金イニシアティブ（We-

Fi）<sup>\*</sup>が発表されました。開発途上国の女性が自ら生計を立て、社会への積極的な参画・貢献を促すこの重要な取組を、日本として強く支持し、5,000万ドルの支援を行うことを表明しました。

2017年9月、安倍総理大臣はUN Womenが進めるHeForShe<sup>注19</sup>男女平等報告書発表式に出席し、日本の「女性が輝く社会」実現に向けた取組と成果を発信するとともに11月に東京で開催される第4回WAW!2017を紹介し、「女性が輝く社会」を世界中で実現するため、WAW!でつながり、共に取り組んでいくことをHeForShe支持者に呼びかけました。



2017年11月、東京で開催されたWAW!2017でスピーチを行う河野太郎外務大臣。

注18 （出典）The Millennium Development Goals Report 2015

注19 UN Womenによる、ジェンダー平等のために男性・男児の関与を呼びかけるキャンペーン。

2017年11月に開催されたWAW! 2017では、女性起業家支援、SDGs達成に向けた企業におけるジェンダー分野の取組、技術革新と女性の人材育成、無償労働の分担、女性・平和・安全保障、メディアにおける女性、若者が考える女性活躍の未来とは、自然災害下におけるジェンダー平等およびレジリエンス向上といったテーマの下、参加者たちは幅広い議論を行いました。日本は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2016年度には約3,000万ドルの拠出を行い、女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女兒に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。たとえば、日本はコートジボワールにおいて、1,000名以上の女性と女兒に対してビジネスプランの研修等、所得向上のための財務トレーニングと能力強化を実施しました。10年に及ぶ情勢不安



2017年11月、東京で開催されたWAW!2017の2日目に行われたハイレベルラウンドテーブルの様子。

や軍事危機を経験した同国において、日本は暴力過激主義の横行を防止すべく、雇用の創出、収入活動の促進および女性・女兒の能力向上といった地域全体の経済的エンパワメント、地域における対話促進、教育を通じた意識啓発を行いました。

また、紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問題であるという立場から、日本は紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSO-SVC：Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict）事務所との連携を重視しており、2016年度は同事務所に対し、シリア、ヨルダン、ソマリアにおける案件に対し100万ドルの拠出を行い、司法アクセスの強化や地域リーダーとの協力などへの支援を通じ、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しました。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要との考えから、日本は、2015年に女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議第1325号および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定し、2016年から「行動計画」の実施段階に入るとともに、モニタリングを開始し、2016年度末には年次報告書を公表しました。

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女兒のエンパワメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、多様化する開発課題に対応するため、各国と協力していきます。

## 用語解説

### \*女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）

開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援を実施することにより、開発途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画を促進することを目的とする世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、開発途上国の法制度改善に向けた技術協力等。同イニシアティブはドナー国から約3.4億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指す。

## (6) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は、国民の誇りであり、同時に観光資源として周

辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、資金や機材、技術等の不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺

産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象となる国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、誰にとっても親しみやすい話題であり、老若男女を問わず、参加が容易な分野です。

### < 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力\*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、日本は開発途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、日本は「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援や日本のコンテンツ普及につながる支援にも力を入れています。

2016年度も引き続き、2020年東京オリンピック・

健康の維持・増進を通じて、人々の生活の質を向上させることができ、また公正なルールにのっとり競い合い、同じ体験を共有することで相手を尊重する気持ちや、相互理解の精神、規範意識を育むものです。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たします。

パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進すべく、日本はODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行いました。具体的には、日本は文化無償資金協力を活用して12か国に対してスポーツ施設・器材を整備するとともに、241名のスポーツ分野のJICAボランティアを派遣しました。また、日本は文化無償資金協力を活用した文化遺産の保全のための支援として、パレスチナなどに施設や機材の整備の実施を決定しました。このほか、日本は3か国において、日本のテレビ番組ソフトの提供整備なども行っています。



## ■ 柔道道場建設計画

草の根文化無償資金協力（2016年2月～2017年2月）

ボツワナ柔道連盟は、国内唯一の柔道関連団体としてボツワナでの柔道普及等に努めています。青年海外協力隊員であった故・井坪圭祐氏（2014年に不慮の事故により逝去）の柔道指導等により、ボツワナの柔道選手はアフリカ地域を中心とした国際的な大会でも活躍するようになりました。

しかし、国内には専用の柔道場が一つもなく、ボツワナの柔道選手は国立競技場観客席下の狭く薄暗いスペースに畳を敷き、練習に励んでいる状況でした。また国内大会は、小学校などの公共の施設に畳を持参し開催されているような状況であったため、専用柔道場がないことは柔道の普及やレベル向上の大きな障害となっていました。

このような状況を改善してほしいとのボツワナの要請を受け、日本は「草の根文化無償資金協力」によりボツワナに柔道場の建設を支援することとしました。国際柔道連盟や井坪氏ご遺族の支援もあり、完成した柔道場は「井坪先生記念道場」と命名され、2017年2月28日に引渡し式が開催されました。この引渡し式には井坪氏の大学時代の同級生であった2016年リオデジャネイロオリンピック金

メダリストの田知本遙さんが参加し、日本の柔道関連団体から柔道衣が寄贈されました。

現在、この道場では2020年の東京オリンピック出場を目指し、ボツワナの柔道選手たちが練習に励んでいるほか、様々な試合や審判コースも開催されています。また柔道への関心が高まり、地元コミュニティを対象とした柔道クラスも新設されました。



完成した柔道場で、井坪氏の遺影を持つ田知本さんと関係者たち。

日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。特に、将来はその国の人々が自分たちの手で自国の文化遺産を守っていただけるようにとの考えから、日本は開発途上国の人材育成には力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だ

けでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの支援を行っています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招き、研修事業を実施しています。

## 用語解説

### \*文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。



## ■ サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト

技術協力プロジェクト（2012年9月～2016年8月）

天然資源が乏しいヨルダンにおいて、文化遺産や死海などの自然環境を利用した観光産業は、経済の安定と発展を支える主要な産業の一つです。日本は、有償・無償資金協力による観光施設建設、観光開発の専門家の派遣等、様々なスキームを活用し、長年にわたり、ヨルダンの観光産業振興の推進を継続的に支援してきました。

サルト市は、19世紀後半頃に通商で栄えた街で、当時の黄色い石灰岩を用いた特有の建造物と固有の文化が息づく、歴史的都市です。同市は、考古遺跡が中心である他都市と異なり、景観と人々の生活が一体となって継承された遺産都市であるところに観光資源としての価値があります。しかし、これらの観光資源を活かした開発は十分になされていませんでした。そこで日本は、山口県萩市で取り組まれた住民参加型の観光モデル「まじじゅう博物館」を参考に考案された「エコミュージアム」<sup>注1</sup>を基本コンセプトとする、サルト市の観光開発プロジェクトを実施しました。

このプロジェクトでは、伝統文化を体感できる家庭訪問、宗教や日常生活等テーマに基づいた散策ルートの開発といった住民参加型の取組みの推進や、地元産品を扱うブランドショップの設置などの観光商品開発支援のほか、観光プロモーション能力向上等を目指した支援を行いました。この結果、約3,000人程度だったサルト歴史博物館の入場者数が、2017年には約5,000人近くに増加し、また、最初は一ツしかなかった散策ルートも新たに三つ設けられ、育成されたローカルガイドが散策ルートを案内しながら歴史や文化を観光客に紹介しています。さらに、ロー



住民ガイドによる散策の様子。

カルブランドの生産者も増加し、ブランドショップが開店し、地域経済の活性化に寄与しています。

これらの取組は、ヨルダンの経済発展のみならず、住民が地域を誇りに思う気持ちや、観光に対する意識を高めることにつながったと、高い評価を得ています。また、プロジェクトが終了した後も、サルト市は、日本の支援から得た知識やノウハウを活用し、サルト市の世界遺産登録を目指し、さらなる努力を続けています。

注1 「エコミュージアム」は、一定の地域を「屋根のない博物館」と見立て、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた自然や文化（建造物、道具など）、生活様式といった資源を、持続的な方法で保存・保全・展示・活用していくという考え方。